

業務方法書の変更について認可を受けました。(令和元年12月24日付 財務大臣認可)

改正後	改正前
<p>(リスク評価と対応に関する事項)</p> <p>第18条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 リスク管理委員会の設置 二 業務部門ごとの業務フロー図等の作成 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析 四 把握したリスクに関する評価 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制 六 具体的な研究内容など専門的知見を要する広報の方針・体制 七 保有施設の点検及び必要な補修等 八 事故・災害等の緊急時に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施 ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定 ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び迅速な情報収集 	<p>(リスク評価と対応に関する事項)</p> <p>第18条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 リスク管理委員会の設置 二 業務部門ごとの業務フロー図等の作成 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析 四 把握したリスクに関する評価 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制 六 保有施設の点検及び必要な補修等 七 事故・災害等の緊急時に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施 ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定 ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び迅速な情報収集
<p>(情報システムの整備と利用に関する事項)</p> <p>第19条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 情報システムの整備に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み 	<p>(情報システムの整備と利用に関する事項)</p> <p>第19条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 情報システムの整備に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み

<p>ロ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み</p> <p>ハ <u>第 21 条三のロ、第 23 条及び第 26 条を達成するための仕組み</u></p>	<p>ロ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み</p>
--	--------------------------------